

平成18年5月16日

各 位

本 社 所 在 地 東京都港区六本木一丁目6番1号
会 社 名 SBIベリトランス株式会社
代 表 者 の 役 職 名 代表取締役 沖田 貴史
(コード番号: 3749)
問 合 せ 先 経営管理部長 山口 智宏
電 話 番 号 03-6229-0850
(URL <http://www.veritrans.co.jp>)

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月16日開催の当社取締役会において、定款の一部変更に関する議案を平成18年6月21日開催予定の当社第10期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 変更の理由

- (1)会社法（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の理由により、当社定款を変更するものであります。

株券発行会社である旨を明記するため、変更案第7条（株券の発行）を新設するものであります。

株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。当会社の機関として、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置くことを定めるため、変更案第17条（取締役会の設置）、第30条（監査役及び監査役会の設置）および第41条（会計監査人の設置）を新設するものであります。

取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認ができるよう、変更案第25条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするため、変更案第40条（監査役の実任免除）を新設するものであります。

上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および項番号の変更・修正など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

なお、当社は、現行定款第24条第1項及び第34条を変更案第29条第1項及び第40条第1項のとおり変更いたしますが、会社法施行前における取締役及び監査役の責任についても取締役会の決議によって免除することができることも含むものとする趣旨であります。

- (2)当会社の公告方法を電子公告の方法によることとし、やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は日本経済新聞に掲載することとするため、現行定款第4条に必要な修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社はSBIベリトランス株式会社と称し、英文ではSBI VeriTrans Co.,Ltd.と表示する。</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の業務を営むことをその目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. インターネットその他の電気通信設備を利用した商品の販売又は役務の提供に係る決済システムの管理及び利用提供 2. コンピュータ、その周辺機器及びそのソフトウェアの開発、設計、製造、販売、輸出入、賃貸、利用許諾及び導入指導 3. コンピュータネットワークにおける、暗号技術を用いた当事者登録、確認(認証)及び電子証明書発行のサービス並びにその仲介 4. インターネットを利用した広告、宣伝の情報媒体の企画、販売及びその仲介 5. インターネットを利用した通信販売業 6. マーケティングリサーチ及び各種情報の収集分析 7. 電気通信事業法に基づく電気通信事業 8. 運送代理店業 9. 損害保険代理業 10. 計算事務代行業 11. 集金の代行業 12. 信用調査業 13. 金融業 14. コールセンターの運営 15. 労働者派遣事業 16. 前各号に附帯又は関連するコンサルティング業務及び情報提供業務 17. 前各号に附帯又は関連する一切の業務 <p>(本店所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社はSBIベリトランス株式会社と称し、英文では SBI VeriTrans Co.,Ltd.と表示する。</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の業務を営むことをその目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. インターネットその他の電気通信設備を利用した商品の販売又は役務の提供に係る決済システムの管理及び利用提供 2. コンピュータ、その周辺機器及びそのソフトウェアの開発、設計、製造、販売、輸出入、賃貸、利用許諾及び導入指導 3. コンピュータネットワークにおける、暗号技術を用いた当事者登録、確認(認証)及び電子証明書発行のサービス並びにその仲介 4. インターネットを利用した広告、宣伝の情報媒体の企画、販売及びその仲介 5. インターネットを利用した通信販売業 6. マーケティングリサーチ及び各種情報の収集分析 7. 電気通信事業法に基づく電気通信事業 8. 運送代理店業 9. 損害保険代理業 10. 計算事務代行業 11. 集金の代行業 12. 信用調査業 13. 金融業 14. コールセンターの運営 15. 労働者派遣事業 16. 前各号に附帯又は関連するコンサルティング業務及び情報提供業務 17. 前各号に附帯又は関連する一切の業務 <p>(本店所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>(公告方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u> <u>2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社が発行する株式の総数は 675,504株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ 3 第 1 項 第 2 号の定めにより、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(名義書換代理人) 第 7 条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u> 3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u> <p>(株式取扱規則) 第 8 条 当社の発行する株券の種類、<u>株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の喪失登録、株主名簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、端株原簿への記載又は記録、端株の買取りその他株式及び端株に関する取扱い及び手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日) 第 9 条 当社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u> 	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は 675,504株とする。</p> <p>(自己の株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行) 第 7 条 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>(株主名簿管理人) 第 8 条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u> 3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u> <p>(株式取扱規則) 第 9 条 当社の発行する株券の種類並びに<u>株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、株主又は新株予約権者の権利行使に関する取扱い及び手数料、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日) 第 10 条 当社は、<u>毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第10条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第11条 株主総会の招集権者及び議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれにあたる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(株主総会議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>2. 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会の招集権者及び議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれにあたる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告または監査報告を含む。)</u>に記載又は表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載又は記録する。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="347 192 702 224">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="475 268 574 300">(新設)</p> <p data-bbox="268 318 367 349">(員数)</p> <p data-bbox="268 349 788 412">第15条 当社の取締役は7名以内とする。</p> <p data-bbox="268 412 421 443">(選任方法)</p> <p data-bbox="268 443 788 506">第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="312 506 788 604">2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p data-bbox="312 631 788 694">3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p data-bbox="268 694 367 725">(任期)</p> <p data-bbox="268 725 788 824">第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時に満了する。</p> <p data-bbox="312 851 788 949">2. 補欠として又は増員により就任した取締役の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。</p> <p data-bbox="268 949 446 981">(代表取締役)</p> <p data-bbox="268 981 788 1043">第18条 会社を代表すべき取締役は、取締役会において選任する。</p> <p data-bbox="268 1043 660 1075">(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p data-bbox="268 1075 788 1276">第19条 取締役会の招集権者及び議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれにあたる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p data-bbox="268 1276 555 1308">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="268 1308 788 1469">第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="312 1469 788 1568">2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p data-bbox="268 1568 555 1599">(取締役会の決議方法)</p> <p data-bbox="268 1599 788 1697">第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p data-bbox="475 1724 574 1756">(新設)</p>	<p data-bbox="890 192 1244 224">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="810 224 1043 255">(取締役会の設置)</p> <p data-bbox="810 255 1235 291">第17条 当社は取締役会を置く。</p> <p data-bbox="810 318 909 349">(員数)</p> <p data-bbox="810 349 1331 412">第18条 当社の取締役は7名以内とする。</p> <p data-bbox="810 412 963 443">(選任方法)</p> <p data-bbox="810 443 1331 506">第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="855 506 1331 631">2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="855 631 1331 694">3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p data-bbox="810 694 909 725">(任期)</p> <p data-bbox="810 725 1331 851">第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</p> <p data-bbox="855 851 1331 949">2. 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。</p> <p data-bbox="810 949 989 981">(代表取締役)</p> <p data-bbox="810 981 1331 1043">第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="810 1043 1203 1075">(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p data-bbox="810 1075 1331 1276">第22条 取締役会の招集権者及び議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれにあたる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p data-bbox="810 1276 1098 1308">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="810 1308 1331 1469">第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="855 1469 1331 1568">2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="810 1568 1098 1599">(取締役会の決議方法)</p> <p data-bbox="810 1599 1331 1697">第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p data-bbox="810 1697 1123 1729">(取締役会の決議の省略)</p> <p data-bbox="810 1729 1331 2042">第25条 当社は取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会議事録) 第22条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>2. <u>取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u> (新設)</p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第23条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第24条 <u>当社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(取締役会の議事録) 第26条 <u>取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u> (削除)</p> <p>(取締役会規則) 第27条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>(報酬等) 第28条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役及び監査役会 (新設)</p> <p>(員数) 第25条 <u>当会社に3名以上の監査役を置く。</u></p> <p>(選任方法) 第26条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(任期) 第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時に満了する。 2. 補欠として就任した監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(常勤監査役) 第28条 監査役の互選により常勤監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第31条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。 2. 監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p> <p>(監査役会規則) 第32条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金) 第33条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第30条 当社は監査役及び監査役会を置く。</p> <p>(員数) 第31条 <u>当会社の監査役は3名以上とする。</u></p> <p>(選任方法) 第32条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時に満了する。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(常勤監査役) 第34条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第37条 監査役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>を記載又は記録する。</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会規則) 第38条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(監査役の報酬等) 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算 (営業年度及び決算期)</p> <p>第35条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第36条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第38条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人 (会計監査人の設置)</p> <p>第41条 当社は、会計監査人を置く。</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算 (事業年度)</p> <p>第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第45条 剰余金の配当は、株主総会の決議により毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第47条 配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>